

TELETINI INVESTMENT NEWS OF TAIWAN, R.O.C.

^{中韓國}投資通信

発行:中華民国 経済部 投資業務処

編集:野村総合研究所 台北支店

今月のトピックス

産業高度化促進条例の改正について

作年8月に開催された経済発展諮詢委員会の提言を受け、今年1月、外国企業の対台湾投資促進を目的に、産業高度化促進条例の一部が改正された。今回の改正のうち、投資優遇措置に関連した主な改正事項について紹介する。

1. デジタル情報機能関連 投資の営利事業所得税 (法人税に相当) からの 控除

改正前の条例では、産業高度 化促進のため、自動化設備等4項 目に対する投資支出金額の5~ 20%を営利事業所得税から控除 することができると規定されて いたが(旧6-1-1~4)、改正に より新たに営利事業所得税控除 の対象として、「企業のデジタル 情報機能を向上させるハード ウェア、ソフトウェアおよび技 術への投資」(具体的項目は次項対 照表を参照)という項目が設置さ れた(新6-1-5)。

2. 研究開発及び人材育成 関連支出の控除比率の 引き上げ

改正前の条例では、「研究開発 及び人材育成に投じた支出金額 の5~25%の範囲内で...... 営利 事業所得税額から控除できる」と 規定されていたが(旧6-2)改 正により控除範囲が支出金額の 35%に引き上げられられた(新6-2)。

物流配送センターの所得に関する免税規定の新設

外国企業の台湾における物流 配送センター設立誘致を目的と して、「外国の営利事業者が台湾 に物流配送センターを設立して、 貯蔵や簡易加工を行い、なおか つその外国営利事業者の貨物が 国内顧客に引き渡される場合、 その所得の営利事業所得税は免 税となる」という規定が新設され た(新14-1)。

4.経営合理化を目的とし た合併に関する租税優 遇措置の拡大

改正前の条例では、経営合理 化促進のため経済部の特別認可 を得て合併した場合、6項目の租 税優遇措置の適用を受られると 規定されていたが(旧15)改正により新たに「営業権の15年償却」及び「費用の10年償却」に関する2項目の優遇規定が追加された(新15)。

5. 営業本部の所得に関する免税規定の新設

企業の国際経営の中枢機能 (研究開発、設計、受注、マーケ ティング、財務、購買、総務、管 理、人材育成、キープロダク ション、労務等)を担う営業本

中華民国台湾投資通信 May. 2002 Vol.81

- 今月のトピックス 産業高度化促進条例の改正について
- 飛躍する台湾産業台湾の IC 産業(その1)
 - 台湾進出ガイド
- FIA(外国人投資条例)法人

日本企業から見た台湾

- ■知識経済時代の付加価値の 高い新たな産業創出に期待 香港商集富投資顧問 内片純一 台北支店長
- 台湾マクロ経済指標
- インフォメーション

部を台湾に設立・維持することを 奨励するため、台湾に設立され 一定の規模に達し大きな経済利 益をもたらす営業本部は、下記3 項目の所得に関する営利事業所 得税を免税とするという規定が 新設された(新70-1)。

- 1. 国外の関連会社に提供する管理サービスまたは研究開発の所得
- 2. 国外の関連会社から取得した 権利使用料所得
- 3. 国外の関連会社への投資で取 得した投資収益及び処分利益

(当条項新設の目的として、 ・海外(中国大陸を含む)に進 出した台湾企業の台湾におけ る営業本部の維持、・外国企 業の台湾における地域営業本 部設立の誘致、・海外(中国大 陸を含む)投資資金の台湾還流 の促進等があげられる。)

産業高度化促進条例の主要改正事項

(1) 産業高度化関連投資

———— 改正前 —

産業高度化促進のため、自動化設備等 4 項目に対する投資支出金額の 5 ~ 20 % を営利事業所得税から控除することがで きる(旧6-1-1 ~ 4)

改正後

新たに「インターネットおよびテレビ機能、企業の資源計画、通信および電気通信製品、電子・テレビ・ビデオ装置、デジタルコンテンツ作成など、企業のデジタル情報機能を向上させるハードウェア、ソフトウェアおよび技術への投資」という項目を新設(新6-1-5)

(2) 研究開発・人材育成支出の税額控除比率の引き上げ

研究開発及び人材育成に投じた支出金額 の5~25%の範囲内で...... 営利事業所 得税額から控除できる(旧6-2)

控除範囲を35%に拡大(新6-2)。

(3) 物流配送センター(新設)

今回の規定内容

「外国の営利事業者が台湾に物流配送センターを設立して、貯蔵や簡易加工を行い、なおかつその外国営利事業者の貨物が国内顧客に引き渡される場合、その所得の営利事業所得税は免税となる」という規定を新設(新14-1)

適用範囲・申請手続・承認機関等については、行政院がこれを定める (新14-2)

(4) 合併

改正前

経営合理化促進のため経済部の特別認可 を得て合併した場合、6項目の租税優遇 措置の適用を受られる(旧15)

改正後

新たに「合併により生じた営業権は、15年間で償却することができる」 及び「合併により生じた費用は、10年間で償却することができる」とい う2項目を追加(新15)。

(5) **営業本部(新設)**

_____ 今回の規定内容 _____

台湾に設立され一定の規模に達し大きな経済利益をもたらす営業本部は、下記3項目の所得に関する営利事業所得税を免税とする(新70-1)

- 1. 国外の関係会社に提供する管理サービスまたは研究開発の所得
- 2. 国外の関係会社から取得した権利使用料所得
- 3. 国外の関係会社への投資で取得した投資収益及び処分利益 適用範囲・申請手続・承認機関等については、行政院がこれを定める (新70-2)

参照資料:交流協会『交流』No.658, 659

台湾の IC 産業(その1)

台湾の半導体産業は昨年、世界的 なIT不況、米国同時多発テロ発生 などの影響により、厳しい局面を 迎えたが、今年2002 年は緩やか ながらも世界的な景気回復傾向、 在庫調整の進展、PC・民生用機器 の需要増加などにより、台湾のIC 生産額は前年比19.2%増の 6,283 億台湾元に達するものと見 られている。また2003 年の IC 生 産額は対前年比36.6%増、4,850 億台湾元と2000年の水準(4,686 億台湾元)を上回るものと予測さ れている。こうした中、台湾の半導 体メーカー各社は12 インチの半 導体工場への設備投資、アジア(特 に中国大陸)新興市場の開拓など の動きが活発化している。

2002 **年は前年比**19.2% **増 の見込み**

経済部(経済産業省に相当)の外郭団体である工業技術研究院 IEKの資料によれば、2001 年台湾のIC産業の生産額は26.2 %減の5,269億台湾元(約150億米ドル)までに下落した。(図1)内訳を見てみると、IC製造が前年比35.4 %減の3,025億台湾元と最も落ち込みが激しい。ICテスティング(同22.9%減)ICパッケージング(同21.2%減)も共に2割程度減少した。一方、IC設計については1,220億台湾元と前年比5%のプラス成長を維持している。

2001 年第4四半期より台湾ファウンドリー各社の稼働率向上やDRAM 価額の上昇、半導体在庫調整進展などの要因から、2002 年の台湾 IC 産業の総生産額は前年比19.2 %増の6,283 億台湾元に達すると推定されている。中でもIC設計業については対前年比26.6 %増の1,545 億台湾元と大幅な伸びが

予想されている。この他、IC 製造(17.4%) ICパッケージング(16.9%) IC テスティング(13.4%)もいずれも2 桁台の成長となる見込である。

12 インチ半導体工場への 設備投資相次ぐ

台湾のIC産業全体においてIC製造業の生産額が全体の5割以上占めており、うちファンドリーメーカによる生産額が7割近くを直額でいる。昨年IC製造業の生産額は前年比35.4%減と大幅なマイナのとなったが、2002年からは世界的な景気回復、在庫調整、PC・民生用機器の需要増加などにより、台湾の半導体メーカー各社は積極的な設備投資計画を打ち出している。

2001 年時点では、台湾で製造す る IC ウエハの8割が8インチであ る。台湾メーカ各社は生産量をさ らに引き上げる為にウエハ径12イ ンチの半導体工場への設備投資を 相次いで進めている。12 インチウ エハの面積は8 インチウエハの 2.25 倍となり、一枚のウエハで取 れるチップ個数も約8.3 倍となっ ており、1平方メートルあたりの チップのコストが30%削減できる。 2001 年、ファンドリーメーカの TSMC、UMC とDRAM メーカの ProMos は12 インチ半導体工場の 建設を完成し、少量生産を開始し た。2002 年にはDRAM メーカの PSC の工場が5月に完成したほか、 TSMC も工場設立予定がある。この ほか2003 年に12 インチの工場計 画を予定しているメーカはファン ドリーメーカのUMCJ、UMCi、 CSM とDRAM メーカのNanYa な どがある。2005年の12インチウエ 八の生産量は対世界総生産量の 26.6%にまで上昇するを予測され ている。(図2)

また、台湾の場合、川上の設計から川下のパッケージング、テスティングまで各半導体メーカは事業内容を絞って、資源を集中して、管理費、間接費、人件費などの事業が日本の総合で開始が日本の場合での強み、高いと比較して相対的に低いがデジタル機器市場での強み、高い程と用がらない。台湾企業により、日本企業との関係強化により、相乗効果を発揮して競争力の自由を発揮して競争力の自由を発揮して競争力の自由を発揮して競争力の自由を発揮して競争力の自由を表達している。

10 デザインサービス業が 急成長

台湾の半導体産業は各企業が業 務内容を特化、細分化しているこ とが特徴であり、技術や資源を集 中投下することによって、コスト ダウン強化、専門技術力の向上、人 材資源の有効活用などにより、競 争力を高めている。2001 年時点で は、台湾のIC設計メーカは180社、 IC 製造メーカが15 社、IC パッケー ジングメーカが41 社、IC テスティ ングメーカが36社となっている。 特に、IC設計会社については2000 年の140 社から翌2001 年には180 社にまで急増し、わずか1年間に 40 社増加している。台湾のIC設計 業はここ数年来急成長を遂げてお り、売上ベースで世界の IC 設計 メーカのトップ20 位に台湾のIC 設計会社4社(VIA、MediaTek、 Realtek 、Sunplus)がラインキン グ入りしている。中小企業からス タートした台湾のIC設計メーカは 急速にその事業規模を拡大してい る一方、グループ企業内での事業 再編や再投資も進めている。例え ば、VIA はマルチメディア製品へ シフトするために子会社の維景を

設立し、Realtek はコンシューマ 向けの製品を手掛ける瑞頡、Sunplus はブルートゥース製品に特化した凌翔を設立するなど、グループ企業内の商品ラインアップを拡大している。また、関連子会社も特定商品に絞り込むことによって、専門領域での技術水準の向上や商品マーケティング能力の強化、資金調達能力のアップを狙いとしている。

世界で取引されている半導体IP (注1)はARM 社(携帯電話用マイ クロプロセッサ)やRambus 社 (DRAM の高速処理 IP) MIPS 社 (ゲーム機、PDA 用マイクロプロ セッサIP)といった米国のデザイ ンサービス企業によって世界シェ アのおよそ半分が占められてい る。これはシステムオンチップ商 品(注2)の需要拡大や伝統的な IDM メーカや IC 設計業者らがア ウトソーシングを積極的に活用す る中、ASIC (特定用途向け集積回 路)の設計、半導体IPの開発など のデザインサービスを提供する企 業が急成長してきた。

台湾の IP 開発力はこれらの有 力企業には及ばないものの、政府 は半導体の製造機能だけではなく 設計開発能力アップを図る為、積 極的な促進体制を推し進めてい る。工業技術研究院の郭秋鈴副工 ンジニアは「ICデザインサービス 業は IDM メーカや IC 設計業者が 自らの力ではカバーできない人材 資源の確保や知識財産の保護など を目的として成長してきた。巨有 (19991 年設立)や智原(1993 年 設立)は台湾ICデザインサービス 業の先駆者であり、現在、台湾の IC デザインサービス業者は 10 数 社となっている。台湾ファンド リーメーカの強みを生かして、 ファンドリーメーカとの提携関係 を深化させながら、プロセスに関 連する IP やデザインサービスを

提供することも海外競合企業との 差別化を図る上でのポイントとな ろう」と述べている。

中国大陸への8インチウエ 八投資解禁

成長ポテンシャルの高い国内市 場を擁する中国大陸のIC産業は、 ここ数年来急成長を続けている。 こうした中、台湾政府は今年3月に 台湾企業に対して、8インチウエハ 対応の半導体工場の中国大陸投資 を制限付きながらも解禁した。解 禁の対象は既存の8インチ以下の ウエハ対応の半導体工場設備を利 用した中国への投資であり、且つ 台湾内で建設した12インチ対応半 導体工場が6ヶ月連続にて量産を 行った実績があることが申請の資 格条件となる。8インチウエハ対応 の半導体工場の中国大陸投資の解 禁に対して、台湾の産業空洞化を

懸念する声もあるが、工業技術研 究院の王建華副エンジニアは以下 のように述べている。「中国大陸の ファンドリーメーカの技術レベル は8インチ、0.25 μmに留まって いるのに対し、台湾ファンドリー メーカの技術レベル(12 インチ、 0.13 µm)である。過去の経験か らみれば、台湾と中国大陸の技術 レベルには概ね6年程度の開きが ある。8インチ以下の設備投資は 解禁されたとはいえ、向こう5年 間は3工場の設立しか認めない という制限を設けているため、8 インチの中国投資解禁が台湾の 空洞化に結びつくという懸念は なかろう。」

注1:従来、複数のICを組み合わせて実現していたシステム機能を、1個のICチップ上に実現したもの

注2:特定の機能を持つ半導体部品で、 単独で知的財産権となる

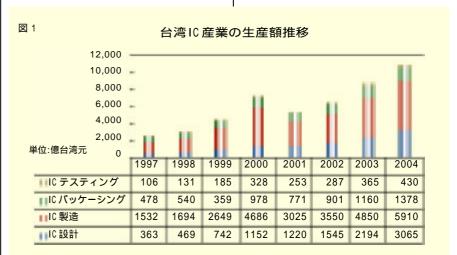




図1 ,2 出所)工業技術研究院 IEK (2001 年までは実績、2002 年以降は予測値)

FIA(外国人投資条例)法人

1.FIA 法人とは

日本企業が台湾に進出する際に最初にクリアーしなければならない関門がこの外国人投資条例である。

外国人投資条例は、1954 年に公布され、その後11 回にわたり改正されもので、現在の条例は1997 年11 月19 日に改正された全文20条から成るもので、その第1条には、次のように規定されている。

「中華民国領域内おける外国人 の投資、その保障、規制及び処理 は、この条例の定めるところに よる」。

また、本条例第4条には、投資 の範囲を以下のように規定して いる。

- 中華民国の会社の株式所有、 或は出資。
- 2. 中華民国領域内における支店 の設置、または単独出資ない し合弁による事業。
- 3. 前2号の投資事業に対する一年以上の融資。

以上のように、外国人(法人を含む)が台湾に支店を設置したり、現地法人(合弁会社を含む)を設立したり、既在の台湾企業を買収したりする場合には、必ずこの条例に基づく許可を取得しなければならない。

FIA 法人のFIA とは、Foreign Investment Approval の頭文字をとったもので、外国人投資条例に基づいて経済部(日本の経済産業省に相当する機関)の投資審議委員会による許可に基づく外国人(法人を含む)の投資をいい、FIA

法人とは当該許可に基づいて設立された現地法人をいう。

FIA 法人として認められる業種は次の通りである。

- ・国内で必要とする生産又は製造事業
- ・国内で必要とするサービス事 業
- ・貿易業務に従事する事業
- ・重要な工業、鉱業又は交通に寄 与する事業
- ・科学技術の研究と開発に従事する事業
- ・国内の経済又は社会の発展に 寄与するその他の事業

行政院(政府)は外国人及び華 僑投資のネガティブ・リストを 公布している。当該ネガティブ・ リストは、「禁止業種」及び「制 限業種」の二種類に分けられ、 「禁止業種」に属する業種(合計 22種)は、一律に外国人及び華 僑投資の申請が認可されず、「制 限業種」に属する業種(合計 48 種)は、政府が関連法令の適用及 び政策により、適当な制限をす ることができる。

外国人及び華僑の投資申請で「ネガティブ・リスト」の範囲に属さない業種は、原則としてすべて認可される。但し、投資者は「外国人投資条例」及び「華僑帰国投資条例」の規定に従って申請書を提出しなければならない。

2.FIA 法人のメリット

外国人投資条例により許可されたFIA 法人にはおよそ次のような恩典が与えられている。

(1) 利益を外貨で本国へ送金する

ことができる。

- (2) 外国資本の持株比率、外国人 株主数、外国代表取締役及び 監査役等の国籍及び居住地の 制限を除外される。
- (3) 支配配当金の源泉徴収税率が 25% 又は35% から20% に軽 減される。
- (4) 外国資本額がその企業の資本 総額の45% 以上を占めた場 合、開業から20年以内に政府 がその企業を収用又は買収す るという規定を適用しない。
- (5) 外国資本額がその企業の資本 総額の45%以上で、会社法第 267条の新株発行を行った場 合に、一定比率の株式を留保 して会社の従業員に引き受け させるという規定を適用しな い。
- (6) FIA 法人の取締役、監査役又 は支配人が一課税年度内に台 湾での居留期間が183 日を超 えたとき、その該当企業から 配当された利益は、確定申告 が不要で20%の源泉徴収で 課税関係が終了する。
- (7) FIA 法人の取締役、支配人又は技術者が台湾で投資、工場建設又は市場調査等のために一課税年度内に台湾での居留期間が183 日を超えないとき、当該国外法人より支給された給与所得は中華民国の源泉所得と見なさない。

寄稿: KPMG 安侯建業會計師事務所 シニア・コンサルタント 沓川 義治

TEL: 886-2-2715-9999 FAX: 886-2-2715-9888

E メール: yoshiharuk@kpmg.com.tw

日本企業から見た台湾

知識経済時代の付加価値の 高い新たな産業創出に期待 香港商集富投資顧問 内片純一 台北支店長

廿 本のベンチャーキャピタル (以下'VC')の草分け的存在で あるジャフコ。90年代の台湾 のハイテク産業急成長の資金 ソースとして台湾の数多くの VC 企業の存在は重要な役割を 果たしてきたといえる。現在、 台湾国内には既に200 社を超 える VC 企業があり、加えて日 系を含む外資系企業が数多く進 出している。台湾 VC 市場は競 争は厳しいが、まだまだ優良案 件が多いと語るジャフコ台北支 店の内片純一台北支店長に台湾 VC産業の現況についてお話を 伺った。

JAFSC RED INVESTMENT DE REPORTE D

香港商集富投資顧問 内片純一 台北支店長

200 **社を超える台湾** VC 企業

当社の海外事業は北米を皮切りに欧州、そしてアジアへと拠点展開を広げてきました。アジアにおける事業では、NIES 及び

アセアンを対象地域として1990年にシンガポールにアジア地域統括本社を設置、次いで1992年に香港に現地法人を設置しました。台湾への投資活動は1992年より開始し、当拠点は1996年12月に香港現法の台北支店として設立しました。

90年代を振り返ると、台湾の投資環境はこれまで必ずしも一本調子で推移してきた訳ではありません。というのも日本と同様に、台湾でも1990年にバブルが崩壊し、土地、株式市況が暴落しました。その結果、株式市場では、1990年初のピークでは12,000ポ

イント台に達していた株価 指数が、同年10月には 2,500ポイント台と約5分の 1にまで急落しています。幸 い当社の台湾への投資活動 はこのバブル崩壊後であり、 且つこのバブル崩壊とであり、 台湾のPC・半導体産業が急 成長を遂げていったこか ら、進出のタイミングとし ては良かったと感じていま す。

当社の投資対象の中心業種はIT及びその周辺分野ですが、90年代に台湾で急速にPC・半導体産業が成長した理由は、まず政府が産業育成の為の綿密な仕掛け作りを行った点にあると思います。1980年に台湾政府が設立した新竹サイエンスパークは産官学

一体となった台湾の産業育成政 策の典型的な成功事例と言えま す。急成長したもう一つの重要 な要因として、数多くの民間VC 企業の存在が欠かせません。現 在、台湾では現地系 VC 企業だけ で200 社を超えており、この他に 当社を含む外資系企業が参入し ています。当社は投資対象業種 を IT 及びその周辺産業に絞って おり、高い成長ポテンシャルを 持つ有力ベンチャー企業が多い ものの、VC 企業数も多く、競争 は確かに厳しい市場ですが、ま だまだ優良案件が多く、大変魅 力のあるマーケットであると感 じています。

高い投資マインドと投資 インフラの整備により台 湾 VC 市場が大きく発展

台湾でVC事業がこれだけ大きく成長した理由としては、まず台湾の経営者は、企業のリスク分散と安定性確保の観点から自己資本充実に積極的であり、外部資本導入に対する抵抗が少なく、VC投資を受け入れる素の優遇税制によりVC企業への投資マインドが非常に高まった事、更に、VC投資の出る事が発達している事が発達している事が発達している事が発達している事が発達している事が発達している事が発達している事が対けれると思います。米国と異なりM&Aによる資金回収が困難なアジアでは、VC投資の主たる出

は投資先企業の株式上場です。 この時、株式市場が十分に発達 していないと、VC 事業にとって は投資資金の回収が困難となり、 投資が促進されません。税制面 でいえば、台湾では株式の売却 譲渡益(キャピタルゲイン)が非 課税である事も、VC 事業の投資 回収効率を高める為の、極めて 重要な要因といえるでしょう。 現在、台湾のハイテクメーカー ではストックオプションの概念 が定着しており、従業員の大き なインセンティブとして機能し ていますが、これも株式市場の 発達がその前提となるものです。 台湾のベンチャー企業では設立 の段階から、上場の計画を明確 に打ち出し、投資家や優秀な人 材を呼び込むといったことは珍 しいことではありません。ス トックオプションを上手に活用 することで、台湾のベンチャー 企業はその活性度を高めている といえるでしょう。

日本市場・日本企業との 橋渡しサービスを提供 し差別化を図る

200 社以上のVC 企業がひしめくこの競争の激しいマーケットにおいて、当社としてはいかに他社との差別化を図るか、いかにサービスの付加価値を高めていくかに注力しています。当社では"Build the Company"の基本戦略、つまり、単に資金市場ではでなく、日本企業へのアプローチのサポートを行うことで、より付加価値の高いトータルサービスの提供を行っています。昨年本社

に設置した V A (V a I u e Added) 部門が、海外投資先企 業をサポートするサービスを 行っていますが、このサービス は台湾のベンチャー企業には大 変好評です。というのも、多くの 台湾企業にとって、日本の技術 力並びに市場は魅力があるもの の、実際には商習慣が大きく異 なり、言葉も違う日本は多くの 台湾企業にとって参入障壁が高 く、「近くて遠い国」なのです。勿 論、台湾には日本語教育を受け た世代の方々が経営を担ってい る有力企業も数多くありますが、 こうした企業も確実に世代交代 が進んでおり、ことIT関連産業 では米国留学組が経営層の大勢 を占めていることから、日本企 業との緊密度は必ずしも十分と はいえません。また、ベンチャー 企業はその規模からして日本市 場専門の人材を確保する余裕が 無い場合が大半です。その意味 でも、こうした台湾企業と日本 企業との橋渡しとなるサービス 提供の意義は大きいと感じてい ます。

台湾の産業高度化に よって更に付加価値の 高い産業の創出に期待

昨今、経済成長を続ける中国の台頭が際立っており、急成長を遂げる中国地場の企業も実際、数多く出てきてはいます。しかしながら、中国はVC投資の「出口のインフラ」となる株式市場が必ずしも十分に整備されていない為、現段階では投資対象が海外上場を前提とした企業群に限定されている状況です。株式上場規則の弾力化等により国内上

場を促進、投資資金回収手段を 確保し、更に外資系VCに対して はその海外送金を原則自由化す る事が、中国での♥の事業発展の ポイントになると思われます。 ここ数年来、台湾のハイテク メーカーが生産拠点の中国への シフトを一層、加速化させてい ますが、だからといって、今後、 台湾の存在意義が薄れていくか といえば、VC 事業にとっては、 それはむしろ逆でしょう。台湾 がポストPC・半導体の時代とし て知識経済化を進める中、より 付加価値の高い産業育成が急務 です。台湾の成熟した起業イン フラと優秀な人材、VC 投資によ るリスクマネーの提供により、 こうした新企業群が高スピード に形成されて行く事でしょう。 このサイクルが繰り返される事 により台湾の産業高度化が実現、 更に付加価値の高い産業と、VC 事業の新たなビジネス機会が創 出されるものと期待しています。

台湾マクロ経済指標

		国内総生産額		製造業生産年増率	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (百万米ドル)			物価年増率 (%)		為替レート		株価 平均指数
年	月	実質 GDP (10 億元)	経済成長 率(%)	(%)	総金額	日本	輸出	輸入	貿易 収支	卸売 物価	消費者 物価	ドル	円	1966=100
1994		5,817	6.54	5.85	1,630,717	395,789	93,049	85,349	7,700	2.17	4.09	26.24	0.2644	6,253
1995		6,168	6.03	4.46	2,925,340	572,818	111,659	103,550	8,109	7.37	3.68	27.27	0.2641	5,544
1996		6,518	5.67	2.40	2,460,836	545,776	115,942	102,370	13,572	-1.00	3.07	27.49	0.2370	6,004
1997		6,959	6.77	6.64	3,879,166	851,139	122,081	114,425	7,656	-0.46	0.90	32.64	0.2509	8,411
1998		7,295	4.83	3.90	3,554,037	535,371	110,607	104,712	5,894	0.06	1.68	33.16	0.2579	7,738
1999		9,051	5.67	8.13	4,053,164	506,977	121,638	110,698	10,940	-4.54	0.18	31.40	0.3076	7,427
2000		9,569	5.98	7.96	7,607,760	732,869	148,376	140,014	8,362	1.81	1.26	31.28	0.2882	7,847
2001		9,376	-1.91	-7.98	684,854	122,902	122,902	107,243	15,659	-1.33	-0.01	39.90	0.2775	4,907
	3	2,348	0.91	-5.13	248,385	51,406	11,719	9,987	1,731	-0.20	0.44	32.84	0.2621	5,703
	4			-6.25	344,029	47,333	10,841	10,507	334	-0.15	0.41	32.92	0.2865	5,491
	5			-9.04	628,954	41,944	10,150	8,934	1,216	-1.16	-0.21	33.97	0.2740	5,157
	6	2,290	-2.35	-12.26	636,925	49,210	10,337	8,649	1,688	-0.22	-0.16	34.41	0.2768	5,049
	7			-11.14	698,958	106,419	9,718	9,184	534	-0.33	-0.11	34.76	0.2785	4,452
	8			-9.02	292,606	50,808	9,455	7,689	1,766	-0.70	0.44	34.58	0.2907	4,495
	9	2,379	-4.21	-15.16	214,053	12,093	8,864	7,766	1,098	-1.50	-0.51	34.55	0.2896	3,949
	10			-7.13	265,134	15,001	114,488	9,722	1,726	-2.74	0.95	34.55	0.2841	3,782
	11			-6.78	364,268	80,538	10,186	7,947	2,238	-4.97	-1.14	34.47	0.2780	4,318
	12	2,399	-1.87	-6.50	492,618	34,030	10,286	8,510	1,775	-5.23	-1.69	35.00	0.2648	5,264
2002	1			12.92	358,092	20,753	9,692	7,357	2,335	-3.57	-1.68	34.98	0.2631	5,737
	2			-11.79	206,256	38,900	8,048	6,526	1,522	-2.04	1.41	35.10	0.2621	5,748
	3	2,360	0.52	1.49	193,270	94,069	11,450	10,163	1,287	-0.59	0.02	3,500	0.2617	6,058

出所:中華民国経済部統計処、経済部投資審査委員会

海外産業専門家の台湾招聘促進に関する助成措置(給与補填)

経済部では、産業高度化促進を目的に、海外産業専門家の台湾招聘に対する助成措置(給与補填)を実施していますが、 この適用対象が外国人にも拡大されることになりました。当助成措置の対象、申請資格及び助成内容は以下の通りです。

対

インフォメー

_ | |

【経済部投資業務処からのお知らせ】

国内産業の高度化が直面する重要技術・研究開発管理・市場経営等の問題を有効に解決し、かつ現在海外に居住 する、中華民国国籍者、外国国籍者もしくは中国大陸の居住者で、以下の資格を有する者。

- 1. 博士学位を取得し、かつ二年以上の関連業務経験を有する者。
 - 2. 修士学位を取得し、かつ四年以上の関連業務経験を有する者。
- 3. 学士学位を取得し、かつ六年以上の関連業務経験を有する者。

申請資格

会社法に基づき設立された国内民間企業で、海外産業専門家を台湾に招聘している企業。

助成内容

- ・「海外産業専門家招聘委員会」による審査を通り、海外産業専門家を台湾に招聘した国内民間企業に対し、海 外産業専門家への給与補填を行う。
- ・各人への給与補填期間は三年を超えてはならず、かつ二年目及び三年目の補填金額は一年目の70%及び 40%とする。

「会社法に基づき設立された国内民間企業」とは在台湾の外国資本の現地法人を含む 詳しくは経済部投資業務処技術導入サービスセンター(技術引進服務中心:担当 李)へお問い合わせ下さい。 住所 台北市館前路71号8F / 電話 02-2389-2111 / Fax 02-2382-0497

(日本語でどうぞ)

ジャパンデスク連絡窓口 ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。 野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

経済部投資業務処	台北市館前路 71 号 8F	TEL:001-886-2-2389-2111 FAX:001-886-2-2382-0497	担当:林佩燕 (Ext.222) (日本語可) 林貝真 (Ext.216) (日本語可)
野村総合研究所	台北市敦化北路168 号13F-E 室	TEL:001-886-2-2718-7620	担当:野中利明(Ext.22) 八ッ井Z 磨(Ext.26)
台北支店		FAX:001-886-2-2718-762	邵朱黎(Ext.21) 周瓊閔(Ext.19)
野村総合研究所	〒 100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1	TEL:03-5255-9305 (直通)	担当:山田敦子
国際本部	新大手町ビル5F	FAX:03-5255-1870	

ジャパンデスク専用 E-mail: japandesk@nri.co.jp ホームページ: www.japandesk.com.tw

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお願い致します。